



変更調剤・一般名処方時の保険医療機関への 情報提供義務について



Q

一般名処方を院外で出した際に薬局さんから「この銘柄で調剤しました」という報告が来ますが、何か報告しないといけないという義務があるのでしょうか？

A



保医発0305第12号平成24年3月5日「処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について」にて、

“保険薬局において、銘柄名処方に係る処方薬について後発医薬品（含量規格が異なるもの及び類似する別剤形のものを含む。）への変更調剤を行ったとき又は一般名処方に係る処方薬について調剤を行ったときは、調剤した薬剤の銘柄（含量規格が異なる後発医薬品を調剤した場合にあっては含量規格を、類似する別剤形の後発医薬品を調剤した場合にあっては剤形を含む。）等について、当該調剤に係る処方せンを発行した保険医療機関に情報提供すること。ただし、当該保険医療機関との間で、調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供の要否、方法、頻度等に関してあらかじめ合意が得られている場合は、当該合意に基づいた方法等により情報提供を行うことで差し支えない。”とされております。

<参考>

保医発0305第12号平成24年3月5日

処方せんに記載された医薬品の後発医薬品への変更について

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/iryohoken15/dl/tuuchi1-4.pdf>